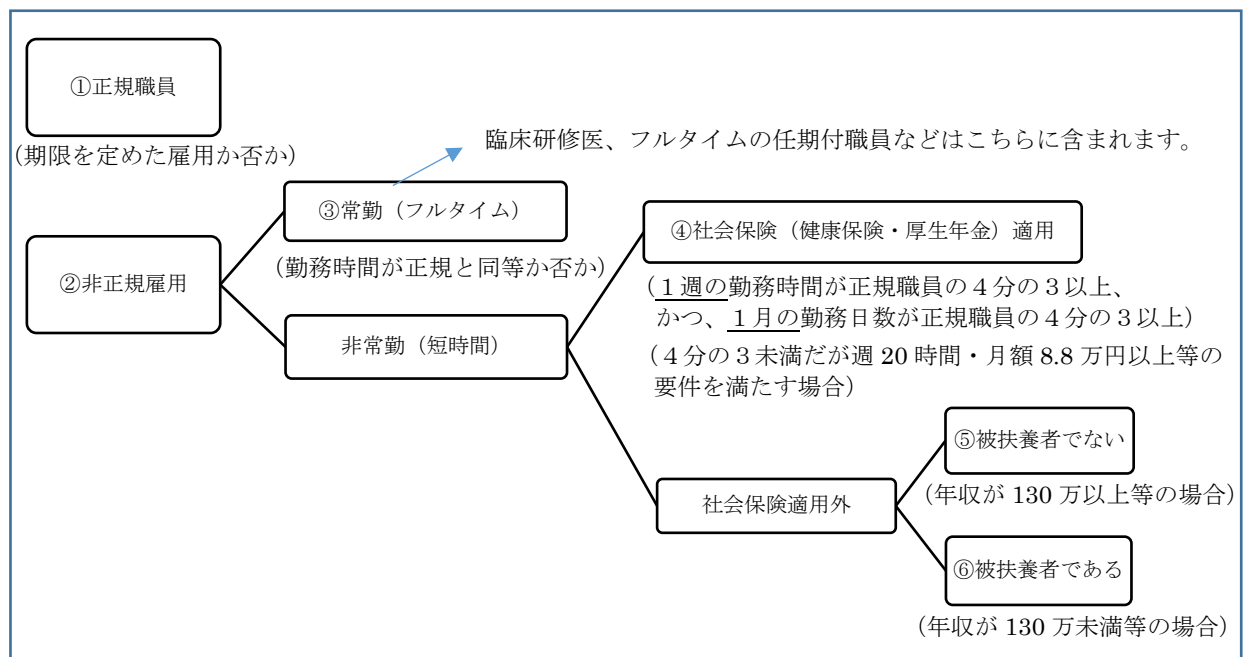




◆ 1 職員の分類について

- ①フルタイム（1日8時間、週5日勤務等）の勤務を基本とする者で、期間の定めのない労働契約で雇用されている者
 - ②期間の定めのある労働契約で雇用されている者（雇用期間が年度で更新されているものなど）
 - ③正規職員と同等の勤務時間、勤務日で勤務している非正規職員
（例：臨床研修医、フルタイムの任期付職員など）
 - ④労働時間が正規職員の所定労働時間の概ね4分の3以上（週4日、週32時間勤務等）であるか、または週20時間・月額8.8万円以上等の要件を満たしており、社会保険の適用対象となっている非正規職員
 - ⑤上記④の要件を満たさず、社会保険の適用対象外となっている非正規職員のうち、配偶者等の健康保険の扶養に入っていない者。
 - ⑥上記③～⑤以外の非正規職員（配偶者等の健康保険の扶養に入ることができる所得の範囲内で勤務している者
- ※非常勤は上記④、⑤、⑥を指す。**

※臨床研修医（卒後1～2年目 / 旧：初期研修医）

医師法に基づき、原則2年間の基本的な臨床研修プログラムに従事している医師。

※専攻医（卒後3年目以降 / 旧：後期研修医）

専門医プログラムに在籍して研修を行う医師。

◆ 2 短時間正規雇用制度について

正規職員（①）と比較し、その所定労働時間（所定労働日数）が短い正規職員であって、次のいずれにも該当する者である。

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規職員と同等である者